

(別記様式第 1 号)

計画作成年度	令和 7 年度
計 画 主 体	対馬市 (代表) ・壱岐市

壱岐・対馬地域鳥獣被害防止計画

〈連絡先〉

担 当 部 署 名	対馬市農林水産部農林しいたけ課
所 在 地	長崎県対馬市厳原町国分 1 4 4 1 番地
電 話 番 号	0 9 2 0－5 3－6 2 1 4
F A X 番 号	0 9 2 0－5 3－6 1 2 2
メ ー ル ア ド レ ス	t_yugai@city-tsushima.lg.jp

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	イノシシ・シカ・クリハラリス・カラス・タヌキ・カモ等
計画期間	令和8年度～令和10年度
対象地域	壱岐市・対馬市

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1) 被害の現状（令和6年度）

鳥獣の種類	地区	被害の現状			
		品目	被害数値		
イノシシ	対馬市	水稻	被害面積	1.00 ha	被害額 104.6 万円
		いも類	被害面積	0.23 ha	被害額 54.1 万円
		野菜等	被害面積	0.54 ha	被害額 115.7 万円
	壱岐市	稲	被害面積	0.00 ha	被害額 0.0 万円
	小計		被害面積	1.77 ha	被害額 274.4 万円
シカ	対馬市	稲	被害面積	0.75 ha	被害額 78.6 万円
		果樹等	被害面積	0.42 ha	被害額 103.3 万円
	壱岐市	いも類・野菜等	被害面積	0.00 ha	被害額 0.0 万円
	小計		被害面積	1.17 ha	被害額 181.9 万円
カラス	対馬市	果樹	被害面積	0.25 ha	被害額 84.9 万円
	壱岐市	稲	被害面積	0.0 ha	被害額 0.0 万円
		野菜	被害面積	0.1 ha	被害額 3.1 万円
		その他	被害面積	0.14 ha	被害額 9.4 万円
クリハラリス	壱岐市	果樹	被害面積	0.0 ha	被害額 0.0 万円
		いも類・野菜等	被害面積	0.0 ha	被害額 0.0 万円
カモ	壱岐市	麦	被害面積	0.00 ha	被害額 0.0 万円
タヌキ	壱岐市	いも類・野菜等	被害面積	0.0 ha	被害額 0.0 万円

(2) 被害の傾向

【対馬市】 平成6年9月頃から、厳原町を中心にイノシシの目撃例が相次いだのを皮切りに、平成7年には豊玉町で初めて農作物（甘藷）の被害が確認され、平成8年に厳原町で水稻被害が、平成10年度には全町で被害が確認された。その後年々被害が拡大し、平成10年に5,094千円、平成24年に34,194千円と最高額に達したが防護柵整備の効果により、現在の被害額は当時より大きく減少している。 しかしながら、整備した防護柵の経年劣化が進んでおり、防護柵の機能低下によるイノシシ、シカの被害が後をたたない状況となっている。 イノシシによる被害は、水稻類やいも類に集中しており、どちらにおいても収穫前の掘り起こしや食害が主な被害となっている。イノシシは捕獲圧を強めて、個体数が減少したかと思えば、爆発的に増殖して目撃や被害及ぼしたりするため、対策に苦慮している。 また、シカによる被害は年間を通して農林業被害が発生している。 主に被害の大きい水稻においては、田植え直後に食害の被害にあうことが多く、果樹等についても木が小さいうちに被害を受ける傾向が強い。 林業も、山林の下層植生や植林した新芽が食害を受けており、生態系への被害が深刻な問題となっている。 さらには、山林の下層植生がないため、山からの水が海へと流出するため、水産業への被害も報告されている。 カラスについては、これまで大きな被害の報告はなかったが、令和6年度に渡り鳥であるミヤマカラスの集団での食害により、みかん栽培が盛んな地区での被害が相次いで発生している。 【壱岐市】 有害鳥獣による農作物被害額は、近年の調査においては大きな変動を見せていない。しかし、被害額の比較によってのみでは表面化しない被害実態がある。被害額調査については、現地確認及び農家へ調査表を配布して報告を求める方法により実施しているが、被害に気付かないケース、たとえ気付いても報告が挙がらないケースが多分に存在し、潜在的な被害を鑑みるに軽視出来ない状況にある。 クリハラリスについては、従来、島の北中部にあたる勝本町と芦辺町が被害の中心であったが、生息域が拡大し、現在では島内の広範囲に分布が確認されている。年間を通じて被害が確認され、山間部や森林では、潜在的に、スギやヒノキ等の樹皮の剥皮被害が見られる。 農林業以外でも、電話線やインターネットケーブルをかじり切る被害も寄せられている。 カラスについては、農作物被害に加え、牛の飼料を食べ荒らしたり、飼槽の中を糞で汚すといった被害や子牛をつついたり、けがをさせる等、畜産業における被害も年間を通じて確認されている。 イノシシについては、被害報告はないが、目撃情報があり、くくり罠を設置し調査中である。 シカについては、若宮島、辰ノ島を主な生息地としており、樹木等の食害の結果、ディアラインの形成が顕著である。 タヌキについては、主に三島地区において牛の飼料荒らしの被害が発生している。 カモについては、整備された大型圃場内（深江田原地区）にて麦の播種後の新芽が食害（11月中旬～2月末）にあっている。被害圃場では、追肥の回数が増え、収穫が遅れ収量減などの弊害が出ている。
--

(3) 被害の軽減目標

指 標	市	現状値（令和6年度）		目標値（令和10年度）	
		被害面積	被害金額	被害面積	被害金額
イノシシ	対馬市	1.77 ha	274.4 万円	1.59 ha	247.0 万円
イノシシ	壱岐市	0.00 ha	0.0 万円	0.00 ha	0.0 万円
小計	壱岐・対馬	1.77 ha	274.4 万円	1.59 ha	247.0 万円
シカ	対馬市	1.17 ha	181.9 万円	1.05 ha	163.7 万円
シカ	壱岐市	0.00 ha	0.0 万円	0.00 ha	0.0 万円
小計	壱岐・対馬	1.17 ha	181.9 万円	1.05 ha	163.7 万円
カラス	対馬市	0.25 ha	84.9 万円	0.23 ha	76.4 万円
カラス	壱岐市	0.15 ha	12.5 万円	0.11 ha	8.8 万円
クリハラリス	壱岐市	0.00 ha	0.0 万円	0.00 ha	0.0 万円
カモ	壱岐市	0.00 ha	0.0 万円	0.00 ha	0.0 万円
タヌキ	壱岐市	0.00 ha	0.0 万円	0.00 ha	0.0 万円
合計		3.34 ha	553.70 万円	2.98 ha	495.83 万円

(4) 従来講じてきた被害防止対策

捕獲等に関する取組

従来講じてきた被害防止対策					課題				
【対馬市】					【対馬市】				
1. 捕獲対策					1. 捕獲対策				
・公道（車が通行できる道）での捕獲は、くくり罠の普及や技術向上で捕獲が進んでいるが、山中での捕獲が進まないため、特に山中での巻き狩りを実施し、令和6年年度にはハンティングドローンを導入した。					・イノシシの捕獲数については、非常に増減が激しく予測が困難である。				
・地区捕獲隊の設置を行い自分の地域は自分で守るという意識を持ち、地域ぐるみでの被害対策の推進をしている。					これまで捕獲や被害の増加、減少を繰り返しており、増加する前にいかに捕獲圧を強化するかが課題である。				
・イノシシ・シカの捕獲報奨金として平成17年度まで2万円／頭、平成18年度 1万6千円／頭 平成19年度 1万2千円／頭 平成20年度 1万円／頭 平成28年度 9,000円／頭 平成31年度から 幼獣8,000円／頭 成獣10,000円／頭を補助し年間を通して捕獲を実施している。					令和4年度2,827頭、令和5年度3,780頭の捕獲に留まり、目撃も大きく減少し捕獲圧の手ごたえを感じていたが令和6年度には6,458頭まで捕獲が増加した。繁殖が爆発的であるため、継続して捕獲圧を強めるしか手法がない。				
・捕獲個体の処理、利活用について（令和6年度） イノシシ：埋設57.1% 自家消費8.4% 食肉施設34.6% シカ：埋設60.1% 自家消費6.0% 食肉施設33.9%					・シカの捕獲頭数については、令和3年度に過去最高となる11,200頭を捕獲した。				
【有害捕獲従事者数】					令和4年度も10,379頭を捕獲したが、以降捕獲数が減少している。くくり罠が設置しやすい公道近辺での捕獲には限りがあるため、捕獲できていない山間部からの追い払い、巻き狩りを中心に捕獲を進め、確実に個体数の減少を目指したい。				
	R 3	R 4	R 5	R 6	・鳥獣被害対策実施隊を中心とした捕獲隊を推進しており、令和6年度現在22地区の捕獲隊が結成されている。				
わな猟	253人	239人	226人	225人	・捕獲したイノシシとシカの個体は、殆どが埋設処理されていたが、民間の食肉処理施設が4施設となり、食肉利活用は3割を超えている。今後、更なる利活用を図る必要がある。				
銃 猟	52人	54人	48人	50人	・カラスについては、今後の経過を踏まえて、被害防止対策を検討する。				
計	305人	293人	274人	275人	2. 捕獲用具の導入				
2. 捕獲用具の導入状況					・捕獲隊の結成に伴う貸し出し用の箱罠を購入し、地域での被害の軽減に努める。				
・捕獲実績が「年度別捕獲頭数と内訳」のとおり急激に伸びており、わな（くくりわな、箱わな）による捕獲が全体の8割を超えている。					・これまで捕獲できなかった山間部での捕獲を進めるため、令和6年度にハンティングドローンを導入し、巻き狩りを実施しているが、操作技術等のスキル、検証に更なる時間を要している。				
これは捕獲技術講習会等による技術向上と、箱わな等の導入が大きな要因と思われる。					また、山間部においては携帯電波がほとんど入らないため、効率的かつ安全に捕獲できる体制を整えるため、デジタル簡易無線機、アプリを利用した位置情報システムの構築を目指す。				
・くくりわなは平成10年度より現在まで 1,385基、箱わなは平成9年度より328基を導入している。									
現在は捕獲隊への箱罠購入により貸し出している。									
【イノシシ年度別捕獲頭数と内訳】 捕獲報奨金対象のみ									
	R 3	R 4	R 5	R 6					
くくりわな	2,626頭	1,469頭	2,508頭	3,604頭					
箱わな	4,361頭	903頭	744頭	1,980頭					
銃	1,238頭	419頭	505頭	823頭					
その他	136頭	36頭	23頭	51頭					
計	8,361頭	2,827頭	3,780頭	6,458頭					
【シカ年度別捕獲頭数と内訳】 捕獲報奨金対象のみ									
	R 3	R 4	R 5	R 6					
くくりわな	8,243頭	8,233頭	6,931頭	5,932頭					
箱わな	802頭	603頭	462頭	380頭					
銃	1,930頭	1,445頭	1,129頭	1,022頭					
その他	225頭	98頭	104頭	87頭					
計	11,200頭	10,379頭	8,626頭	7,421頭					

	従来講じてきた被害防止対策	課題																				
捕獲等に関する取組	【壱岐市】 (イノシシ) ・ 猟友会による銃器、猟犬を用いた巻狩り。（H23～25）巻狩りによる一斉駆除により、平成26年3月に壱岐市として初めてイノシシの駆除に成功。 ・ 箱わな、くくりわなによる捕獲。 ・ 狩猟免許所持者向けの捕獲技術研修会の開催。 ・ 地域住民に対して、正しい知識の習得と危機意識の醸成を目的とした研修会の開催。 ・ チラシやポスターによる周知、啓発活動。 ・ 海上での目撃情報の提供の呼びかけ。 ・ 令和2年12月に対馬猟友会を招聘し、イノシシ1頭の駆除に成功。以降目撃情報無し。 ・ 令和7年9月に目撃情報があり現在調査中。 ・ 令和8年2月対馬猟友会を招聘し、くくり罠91基設置。 (クリハラリス) <table><tr><td>年 度</td><td>R 3</td><td>R 4</td><td>R 5</td><td>R 6</td></tr><tr><td>捕獲数</td><td>27, 519頭</td><td>20, 192頭</td><td>18, 418頭</td><td>25, 241頭</td></tr></table> ・ かご（箱）わなによる捕獲。 ・ わな狩猟免許を所持していない市民であってもクリハラリスが特定外来生物防除の認定を受けているので捕獲に従事可能。 ・ 特定外来生物防除に係る捕獲及び、有害鳥獣に係る捕獲に対する報奨金制度の実施。 ・ わな猟狩猟免許所持者（猟友会）による巡回指導。 (カラス) <table><tr><td>年 度</td><td>R 3</td><td>R 4</td><td>R 5</td><td>R 6</td></tr><tr><td>捕獲数</td><td>787羽</td><td>571羽</td><td>589羽</td><td>621羽</td></tr></table> ・ 猟友会による銃器、網での駆除。 ・ 農作物被害現場における戸別訪問対応。 (シカ) ・ 猟友会による銃器での駆除。 ・ 毎年度2月～3月にかけて、一斉捕獲を実施。 現状、生息地は限定的で封じ込めに成功している。(タヌキ) ・ 猟友会による箱わなでの捕獲。 ・ 1 1 月～2 月にかけて捕獲を実施。 (カモ) ・ 農業生産組織単位で爆音機や吹き流しなどの対策を実施。 ・ カモ対策研修会等への参加。	年 度	R 3	R 4	R 5	R 6	捕獲数	27, 519頭	20, 192頭	18, 418頭	25, 241頭	年 度	R 3	R 4	R 5	R 6	捕獲数	787羽	571羽	589羽	621羽	【壱岐市】 (イノシシ) ・ 捕獲に関する技術、知識の未熟は否めない。 ・ 少数の個体を捕獲する困難さはあるが、わなでの捕獲技術向上が必須であり、研修事業等を講じていく。 ・ 対馬市への現場研修等の実施を検討。 ・ 海上からの侵入に対する対策の強化が必要。 (クリハラリス) ・ 専門家からの指導や意見をいただいているが年間捕獲頭数は減少していない。捕獲数よりも繁殖数が増えている状況。島内での捕獲エリアを区切り、さらに効果的な捕獲活動が行えるよう、エリアごとの生息数の把握が必要である。 ・ 現状、捕獲従事者の動機は、農作物自衛の側面が強い。根絶に向けては、加えて捕獲を積極的に高める取り組みが必要である。 (カラス) ・ 駆除実績の大半を占める銃猟は、猟法としての性格上、場所や状況が限定される。駆除依頼の戸別対応においても、追い払いにとどまるケースが少なくない。これまでの捕獲重視の対策から、防護、棲み分けを組み合わせた対策へ転換を図らなければならない。 (シカ) ・ 生息状況を注視し、個体数増加を抑制すべく継続して捕獲の取り組みを行うことが必要。 (タヌキ) ・ 効果的な捕獲を実施するため、生息域を正確に把握する必要がある。 (カモ) ・ 被害圃場付近は、銃器による駆除が難しい。猟友会等と協議しながら捕獲を実施する。 ・ 被害圃場付近のため池調査を行い、生息数等を把握する必要がある。また、防護、棲み分けを組み合わせた対策を検討する。 (全獣種共通) ・ 新規捕獲従事者の育成・確保を継続して行う。
	年 度	R 3	R 4	R 5	R 6																	
	捕獲数	27, 519頭	20, 192頭	18, 418頭	25, 241頭																	
	年 度	R 3	R 4	R 5	R 6																	
	捕獲数	787羽	571羽	589羽	621羽																	

	従来講じてきた被害防止対策	課題
防護柵の設置等に関する取組	【対馬市】 1. 侵入防止柵の設置 - 令和2年度～令和4年度までワイヤーメッシュ柵設置を57,846mを実施し、管理については各地区または受益者が管理している。 - 市単独事業においても、家庭菜園、しいたけほだ場を中心に資材購入補助金を毎年交付している。 - 上記の防止対策を実施するため、毎年農作物被害調査及び防護柵要望調査を全戸回覧で実施している。 2. 緩衝帯の設置 - 棲み分け対策として緩衝帯設置を農家には推進している。 3. 被害防止技術向上対策 - 農作物被害を受けた現場に出向き、防護柵の状況確認や新規設置を含めた指導を実施している。 また、捕獲隊の研修会も毎年実施している。 【壱岐市】 - 令和6年度末時点において、鳥獣の侵入防止を目的とした防護柵設置は実施していない。	【対馬市】 1. 侵入防止柵の設置 - 老朽化した防護柵、整備しなければならない箇所調査、整理にかなりの労力と時間を要する。今後整備計画を策定し、できるだけ被害を拡大しないよう整備を行う必要がある。特に耐用年数を経過し、防護柵の機能が失われたい農地への設置を目指したい。 また、耕作放棄地の増加に伴い、団地囲いでの管理が厳しくなっており、被害を受けるケースもあり、今後は営農意欲に配慮した防護柵の整備が必要となる。 2. 緩衝帯の設置 - 耕作放棄地の増加により有害鳥獣の隠れ家ができ、人里や農地に侵入しやすい環境を作っている。緩衝帯を設置するにも地権者の同意が必要であり、苦慮する地域がほとんどである。本市の地形的にも山林が9割を占め、山際の農地が多いため、緩衝帯の設置が難しい。 【壱岐市】 - 今後、イノシシによる被害が発生した場合には防護柵を設置する必要がある。あるいは、捕獲範囲の囲い込みとして有効と判断されるケースにおいても設置を検討する。
生息管理その他の取組	【対馬市】 - 捕獲情報、捕獲位置データ、生息頭数調査等の市が持つ情報や関係機関が所有する情報の連携を行い、適正な事業、適正な生息頭数の目標に向けて取り組む。 【壱岐市】 - クリハラリスについては、捕獲者に捕獲場所の聞き取りを行い、壱岐市のメッシュマップを作製し捕獲場所のマッピングを行っている。	【対馬市】 - シカについては関係機関との戦略会議を継続し有効な手法について議論を深める機会があるが、イノシシについては関係機関との議論の場がないため、捕獲者や地域と連携が必要。 【壱岐市】 - 今後、メッシュマップを活用し、バスターズの捕獲活動をさらに効率化させクリハラリスの根絶を目指す。

(5) 今後の取組方針

平成22年度末に、市を超えた広域的な取組が重要であることから、壱岐・対馬有害鳥獣対策協議会を設立し被害防止対策に取り組んできた。 対馬市では侵入防止柵の整備及び捕獲報償金支給による捕獲対策を推進。わなによる捕獲で一定の成果をあげているが、山間部での捕獲が課題であるため、ハンティングドローンをはじめ山間部での捕獲手法を進める。 一方、壱岐市においては、従来クリハラリスやカラスによる被害が中心で、イノシシが生息しない「しま」とされていたが、平成22年度以降はイノシシと思われる足跡や掘り起こしの痕跡が水田等で度々確認されたことから、撲滅に向けた対策を対馬市と協力して実施してきた。その結果、平成26年3月に壱岐市で初のイノシシの捕獲、令和2年12月にはくくり罠による捕獲に成功した。 今後も鳥獣被害対策実施隊等と連携した各市町地域協議会等による取組に加え、より効果的な対策を図るため、広域的な取組をさらに推進し、実効性の高い対策を計画的に進めていく。 また、効果的な被害防止対策を行うためには集落が主体的に被害防除に取り組むことが重要であることから、研修会等を開催して効果的な被害防止対策の普及啓発を図り、野生鳥獣を寄せ付けない集落づくりを推進する。 有害鳥獣被害対策に関しては、「防除実施計画」に基づき対策を実施するとともに、ICT技術の活用も検討し、早期発見、早期対応ができる体制を整備し、地域への侵入と繁殖を防ぐことを目指す。 ※今後の計画 ①個体数調整 - 本協議会を通じた、両市の連携体制を確立する。 - ハンティングドローン、位置情報機材等山間部での捕獲機材の整備、巻き狩りによる一斉捕獲を進める。 - 箱わな等の捕獲機材の整備を図る。 - イノシシやクリハラリス等の生態調査を関係機関と連携して進める。 - イノシシ・シカの食肉利活用をより促進する。 ②被害防除 - 農地に侵入防止柵を整備し、捕獲隊を中心として、接近する個体の捕獲を捕獲する。 - 捕獲に従事する狩猟免許取得者の確保、農業者自らの自衛駆除意識の醸成を図る。 - 両市の連携による研修等により、調査、捕獲技術の向上を図る。 ③生息環境管理 - 市民に、無意識の餌付け行為をしている事実と、対策に関わる意識の醸成を図る。 - 家畜放牧による耕作放棄地やヤブの解消、放任果樹の除去の徹底等、生息環境の管理に取り組む。
--

3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

(1) 対象鳥獣の捕獲体制

対馬市鳥獣被害対策実施隊	対馬市職員 7 名及び対馬猟友会員 5 3 名で構成。市本庁及び各部署へ配置し、被害防止対策の実施指導、一斉捕獲等を行う。
壱岐市鳥獣被害対策実施隊	壱岐市職員 1 1 名、ほか地域協議会構成組織から 1 5 名、合計 2 6 名で構成。各々の役割において、被害防止対策の実施・指導、被害実態の調査等を行う。
対馬猟友会	・市や地元住民からの依頼を受けて有害鳥獣の捕獲を行う。 ・対馬猟友会に推薦された者が、有害鳥獣捕獲許可を受けて捕獲を行う。
壱岐猟友会	・市や地元住民からの依頼を受けて有害鳥獣の捕獲を行う。 ・壱岐猟友会に推薦された者が、有害鳥獣捕獲許可を受けて捕獲を行う。

(2) その他捕獲に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
8	イノシシ シカ クリハラリス カラス タヌキ カモ 等	・狩猟免許取得のための事前講習等を猟友会と連携して行い、 狩猟者の確保・育成を図り、有害捕獲従事者の整備を図る。 ・被害防止技術等の研修、情報提供を図る。 ・捕獲従事者研修会を開催し、法令遵守、安全体制を図る。
9	イノシシ シカ クリハラリス カラス タヌキ カモ 等	・狩猟免許取得のための事前講習等を猟友会と連携して行い、 狩猟者の確保・育成を図り、有害捕獲従事者の整備を図る。 ・被害防止技術等の研修、情報提供を図る。 ・捕獲従事者研修会を開催し、法令遵守、安全体制を図る。
10	イノシシ シカ クリハラリス カラス タヌキ カモ 等	・狩猟免許取得のための事前講習等を猟友会と連携して行い、 狩猟者の確保・育成を図り、有害捕獲従事者の整備を図る。 ・被害防止技術等の研修、情報提供を図る。 ・捕獲従事者研修会を開催し、法令遵守、安全体制を図る。

(3) 対象鳥獣の捕獲計画

捕獲計画数等の設定の考え方
【対馬市】 ○イノシシ ※過年度捕獲数は捕獲事業の捕獲報奨金対象のみ 平成24年度以降捕獲頭数がゆるやかに減少していたが近年は増加傾向にある。 (捕獲頭数 H29 3,769頭、H30 2,683頭、R1 5,280頭、R2 9,208頭、 R3 8,361頭、R4 2,827頭、R5 3,780頭、R6 6,458頭、) 以上のように、近年では令和2年度から令和3年度は非常に多く、令和4年度から令和5年度には激減したが、令和6年度はかなり増加した。捕獲頭数の増減が激しく予測が困難ではあるが、今後も徹底した捕獲圧を継続することを目標に直近5ヵ年の平均捕獲頭数を参考にし、今後3ヵ年の各年の目標捕獲頭数を7,000頭とする。 ○シカ (ツシマジカ) ※過年度捕獲数は捕獲事業の捕獲報奨金対象のみ (捕獲頭数 H29 5,365頭、H30 6,091頭、R1 8,104頭、R2 7,462頭、R3 11,200頭、R4 10,379頭、R5 8,626頭、R6 7,421頭) 以上のように、捕獲数は令和は3年度をピークに年々減少している、しかしながら直近の状況を勘案すると下げ止まりの傾向があるため、令和6年度をベースに目標捕獲頭数を8,000頭とする。 ○イノシシ・シカ共通 一斉捕獲(銃猟・わな猟)を実施し捕獲頭数の増加を目指す。 【壱岐市】 ○イノシシ 平成22年の目撃情報以来、捕獲の取り組みを継続して実施し、平成26年3月に初めてイノシシの捕獲に成功し、その後令和2年12月にもイノシシの捕獲に成功した。令和7年9月、道路を横断したとの目撃情報あり。 対馬市からの協力により、令和8年2月にくくり罠91基を設置し現在調査中。 ○クリハラリス (捕獲頭数 H29 12,556頭、H30 16,300頭、R1 23,956頭、R2 45,024頭、R3 27,519頭)(R4 20,192頭、R5 18,418頭、R6 25,241頭) 今後も徹底した捕獲圧をかける必要があることから、捕獲計画数を25,000頭とする。 捕獲専従隊(バスターズ)による、市民からの捕獲依頼への対応やモニタリング調査を行い、生息数や被害状況などを詳細に把握し、効率的な捕獲活動を行う。また、捕獲個体の逃亡防止のため、ロック付きの箱わなを導入する。 今後は箱わなの捕獲だけでなく、専門家の指導のもと、科学的防除にも積極的に取り組み撲滅を図る。 ○カラス (捕獲羽数 H29 939羽、H30 641羽、R1 1,306羽、R2 1,680羽、R3 787羽)(R4 571羽、R5 589羽、R6 621羽) 捕獲数が減少傾向で、カラスの駆除依頼は増加している。地域における農作物被害の大半はカラスによるものであり、今後も徹底した捕獲圧をかける必要があることから、捕獲計画数を1,000羽とする。 ○シカ (捕獲頭数 H29 24頭、H30 20頭、R1 14頭、R2 22頭、R3 15頭、R4 41頭、R5 15頭、R6 33頭) 辰ノ島及び若宮島に生息している。平成23年度以降の一斉捕獲により、飽和状態にあった個体数を減少させることが出来た。未だ数十頭の生息が予想されることから、壱岐本島への上陸防止のため、捕獲計画数を30頭とする。 ○タヌキ 三島地区を中心に、捕獲を実施する。 ○カモ 整備された大型圃場内(深江田原地区)を中心に、捕獲を実施し、関係機関と協力し有効な捕獲方法等を模索する。

対象鳥獣	捕獲計画数等			適要
	令和８年度	令和９年度	令和１０年度	
イノシシ	7,000頭	7,000頭	7,000頭	対馬市
ツシマジカ	8,000頭	8,000頭	8,000頭	対馬市
イノシシ	1頭	1頭	-	壱岐市
クリハラリス	25,000頭	25,000頭	25,000頭	壱岐市
カラス	1,000羽	1,000羽	1,000羽	壱岐市
シカ	30頭	30頭	30頭	壱岐市
タヌキ	30頭	30頭	30頭	壱岐市
カモ	30羽	30羽	30羽	壱岐市

捕獲等の取組内容
銃器・わな（箱わな・くくりわな・囲いわな）・網を用いて4月1日～11月14日、翌3月16日から3月31日に、イノシシ、シカ、クリハラリス、カラス、タヌキ、カモを対象として予察捕獲を行う。 また、11月15日～2月15日（イノシシ、シカは11月15日～3月15日）までの一般猟期についても、銃器・わな・網を用いて有害鳥獣捕獲を行う。

ライフル銃による捕獲等を実施する必要性及びその取組内容
対馬市においては、全域ライフル銃を禁止しているため、ライフル銃を使用した捕獲は行わない。

（４）許可権限委譲事項

対象地域	対象鳥獣
許可権限委譲済	県から権限委譲済み

４．防護柵の設置等に関する事項

（１）侵入防止柵の整備計画（対馬市のみ）

対象鳥獣	整備内容		
	令和８年度	令和９年度	令和１０年度
イノシシ・シカ	ワイヤーメッシュ柵 10,000m	ワイヤーメッシュ柵 10,000m	ワイヤーメッシュ柵 20,000m

（２）侵入防止柵の管理等に関する取組（対馬市のみ）

対象鳥獣	整備内容		
	令和８年度	令和９年度	令和１０年度
イノシシ・シカ	・除草等適切な管理 ・地区捕獲隊結成地区については、捕獲活動を行い、未結成地区においては、実施隊銃猟による追い払い等を行う。	・除草等適切な管理 ・地区捕獲隊結成地区については、捕獲活動を行い、未結成地区においては、実施隊銃猟による追い払い等を行う。	・除草等適切な管理 ・地区捕獲隊結成地区については、捕獲活動を行い、未結成地区においては、実施隊銃猟による追い払い等を行う。

５．生息環境管理その他被害防止施策に関する事項

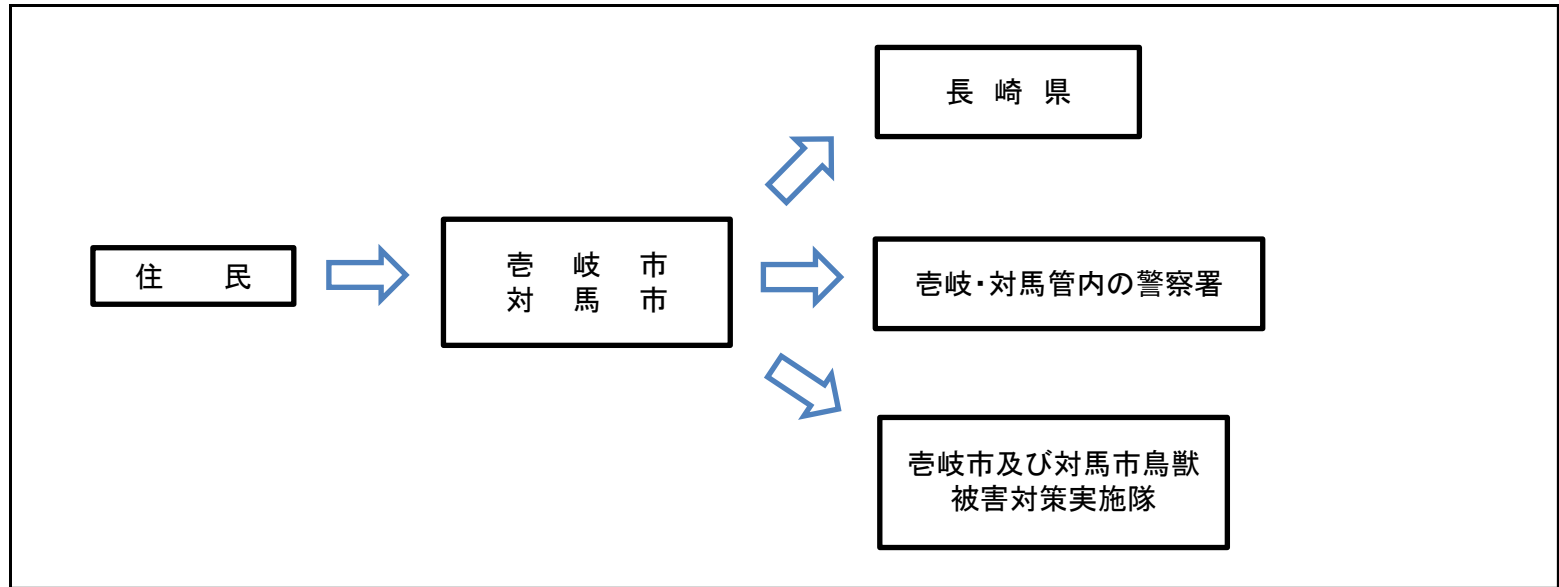
年度	対象鳥獣	取組内容
令和８年度	イノシシ シカ クリハラリス カラス タヌキ カモ 等	・農作物の被害相談、現地研修会等の普及啓発を進めるとともに地域住民が、自主的に防護柵の管理、緩衝帯の整備等を行えるような体制整備の確立を目指す。
令和９年度	イノシシ シカ クリハラリス カラス タヌキ カモ 等	・農作物の被害相談、現地研修会等の普及啓発を進めるとともに地域住民が、自主的に防護柵の管理、緩衝帯の整備等を行えるような体制整備の確立を目指す。
令和１０年度	イノシシ シカ クリハラリス カラス タヌキ カモ 等	・農作物の被害相談、現地研修会等の普及啓発を進めるとともに地域住民が、自主的に防護柵の管理、緩衝帯の整備等を行えるような体制整備の確立を目指す。

6．対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

(1) 関係機関等の役割

関係機関等の名称	役 割
長崎県	壱岐市及び対馬市からの報告を受けて対応策を検討
壱岐市及び対馬市	各関係機関に連絡
壱岐市及び対馬市鳥獣被害対策実施隊	市民の安全の確保と猟友会への捕獲協力
壱岐猟友会及び対馬猟友会	対象鳥獣の捕獲活動

(2) 緊急時の連絡体制



7．捕獲をした対象鳥獣の処理に関する事項

捕獲した有害鳥獣は、捕獲後速やかに埋却及び焼却処分を行うこととする。
対馬において、イノシシ・シカは捕獲従事者、民間の食肉施設と連携し、食肉としての利活用を推進する。
また、鳥獣被害防止総合対策事業を活用した山間部の一斉捕獲の個体については、山林に埋設している。
ジビエに関して、現在は民間の4事業所が食肉処理施設を運営しており、令和6年度はイノシシ・シカ合わせて全体の約35%にあたる4,757頭が利活用されている。ここ数年で受け入れ体制、利活用がかなり向上しており、捕獲従事者へ未利用個体の利活用の啓発を研修会を行い、更なる利活用を目指す。
利活用以外の個体は捕獲従事者が個人で埋設、自家消費している状況にある。
壱岐市において、クリハラリスは焼却処理を行っている。
カラス、タヌキについては、各捕獲者により埋設等適正に処分を行う。

8．捕獲をした対象鳥獣の食品・ペットフード・皮革としての利用等その有効な利用に関する事項（対馬市のみ）

(1) 捕獲等をした鳥獣の利用方法

食品	民間の4事業者が食肉処理施設を運営しており、経営形態は様々であり、ブロックでの国内への販売や給食提供、ソーセージ等の加工販売を実施している。
ペットフード	食肉処理施設において、品質が低い食肉をペットフード向けに出荷する。
皮革	一部の民間事業者では、食肉加工後の皮を塩漬けし、島外業者に発注、革素材化及び販売している。
その他（油脂、骨製品、角製品、動物園等でのと体給餌、学術研究等）	現段階では、すべての項目で活用はなく、特に学術研究の対応、動物園給餌については、可能であれば前向きに検討する。

(2) 処理加工施設の実施

すべての施設は保健所の指導による衛生管理を徹底しているほか、独自の衛生基準の基づいて食肉処理を実施している。
--

(3) 捕獲等をした対象鳥獣の有効利用のための人材育成の実施

関係機関と協力のもと、止め差しや食肉にするための放血技術の研修を捕獲従事者向けに実施し、より品質の高い利活用を目指す。

9．被害防止施策の実施体制に関する事項

(1) 協議会に関する事項

被害防止対策協議会の名称		壱岐・対馬有害鳥獣対策協議会
構成機関の名称		役割
壱岐地域鳥獣被害防止対策協議会	壱岐市	事務局を担当し、協議会の連絡調整を行う。
	壱岐市農業協同組合	事務局を補佐し、協議会の連絡調整を行う。
	壱岐市森林組合	協議会に対する助言及び有害鳥獣関連情報の提供を行う。
	壱岐猟友会	有害捕獲駆除及び技術指導を行う。
	長崎県農業共済組合壱岐対馬支所	農作物被害に対する農家の救済を行う。
	長崎県壱岐振興局	協議会に対する助言及び有害鳥獣関連情報の提供を行う。
対馬地区有害鳥獣対策協議会	対馬市	事務局を担当し、協議会の連絡調整を行う。
	対馬農業協同組合	対象地域を巡回し、営農指導・情報提供を行う。
	対馬森林組合	協議会に対する助言及び有害鳥獣関連情報の提供を行う。
	対馬猟友会	有害捕獲駆除及び技術指導を行う。
	長崎県農業共済組合壱岐対馬支所対馬出張所	農作物被害に対する農家の救済を行う。
	長崎県対馬振興局	協議会に対する助言及び有害鳥獣関連情報の提供を行う。
	林野庁長崎森林管理署厳原森林事務所	協議会に対する助言及び有害鳥獣関連情報の提供を行う。
	長崎県林業公社対馬事務所	協議会に対する助言及び有害鳥獣関連情報の提供を行う。
	対馬市認定農業者連絡協議会	協議会に対する助言及び有害鳥獣関連情報の提供を行う。
	対馬林業懇話会	協議会に対する助言及び有害鳥獣関連情報の提供を行う。
	対馬市農業委員会	協議会に対する助言及び有害鳥獣関連情報の提供を行う。

(2) 関係機関に関する事項

関係機関の名称	役割
長崎県	・当該計画の目標達成のための支援、助言。 ・オブザーバーとして協議会に参加し、鳥獣関連情報の提供並びに被害防止技術の情報提供、その他必要な援助を行う。

(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

【対馬市】 令和6年度現在、猟友会員であり猟友会の推薦を受けた者228名が捕獲従事者として、捕獲活動を実施しているが、その中でも主な役割を果たすべく者を実施隊員として任命している。 実施隊員は対馬市農林水産部長を隊長として、市関係者、猟友会所属の捕獲従事者60名で現在構成されている。一斉捕獲、捕獲隊での活動等、有害捕獲や被害軽減に向けた活動に積極的に実施する。 【壱岐市】 市、猟友会ほか地域協議会の組織から26名を指名。被害防止施策の適切な実施のため、実践的活動を主導する。また、被害防止に係る広報啓発活動や捕獲技術向上のための研修会の開催等、体制整備に係る活動を展開し、以って、被害防止計画遂行の中心的役割を果たしていく。

(4) その他被害防止対策の実施体制に関する事項

イノシシ等による農作物等の被害は農家の生産意欲を減退させ深刻な状況となっている。 また、高齢化の進行により侵入防止柵の設置、緩衝帯の整備が困難な地域については、地域ぐるみによる取組と関係機関との連携により整備を図っていく。 クリハラリスに関しては、県内で同様の被害が起きている五島市や他の市町村と情報交換して、効率的な捕獲手法を研究、導入して対策を講じる。

10. その他被害防止対策の実施に関し必要な事項

国や長崎県等、関係機関が開催する被害防止対策研修会やジビエの利活用に関する研修会に参加し、捕獲従事者や地域住民と共有する。また、壱岐島、対馬島は隣合わせであるため、人や積み荷の往来も多い。お互いが技術等協力し、被害が互いに拡大しないよう協力体制のもと施策を進める必要がある。
--